金融派生商品	4,866	−919	−470
その他投資	21,587	−33,723	−7,373
外貨準備	1,771	−4,946	2,740
金融収支	10,963	7,446	25,006
誤差脱漏	−3,103	−8,955	14,041

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

平成28年７～９月中国際収支状況（第２次速報）

財務省
（単位：億円、％）

項目	7月	8月	9月	7～9月
貿易・サービス収支	4,096	1,879	5,880	11,856
（対前年同月〈期〉比）	（—）	（—）	（6,339.6）	（—）
貿易収支	6,126	2,332	6,762	15,221
（対前年同月〈期〉比）	（—）	（—）	（888.8）	（—）
輸出	55,551	52,984	58,790	167,326
（対前年同月〈期〉比）	（−15.6）	（−9.6）	（−7.7）	（−11.1）
輸入	49,426	50,652	52,028	152,105
（対前年同月〈期〉比）	（−25.9）	（−18.2）	（−17.4）	（−20.6）
サービス収支	−2,030	−453	−882	−3,365
（対前年同月〈期〉比）	（−1.8）	（—）	（48.8）	（50.3）
第一次所得収支	17,003	19,897	15,065	51,965
（対前年同月〈期〉比）	（−23.3）	（−2.6）	（−10.4）	（−12.5）
第二次所得収支	−1,480	−1,747	−2,165	−5,391
（対前年同月〈期〉比）	（15.7）	（34.5）	（−9.1）	（8.7）
経常収支	19,620	20,030	18,780	58,430
（対前年同月〈期〉比）	（9.4）	（23.3）	（29.3）	（20.0）
資本移転等収支	−466	−129	−269	−864
直接投資	4,890	−1,102	45,147	48,934
証券投資	32,176	65,610	4,626	102,412
金融派生商品	−3,307	−4,023	−1,687	−9,017
その他投資	8,760	−28,773	−15,773	−35,786
外貨準備	−2,073	−306	1,171	−1,209
金融収支	40,446	31,406	33,483	105,334
誤差脱漏	21,292	11,506	14,971	47,769

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公告

諸事項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成29年１月11日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成29年１月20日

札幌法務局長　喜多　剛久　記

氏名　半田　公夫
所属する司法書士会　札幌司法書士会
登録番号　札幌第62号
事務所の所在地　札幌市中央区大通西11丁目４番地
違反行為　受任事件の放置等

公示送達

特許法第191条（商標法第77条第５項において準用する場合を含む。）第１項の規定に基づき、次のとおり公示する。

送達を受けるべき者 住所	氏名	送達する書類 事件の表示	書類名
東京都中央区新川２—12—11　502	上村　祐樹	特願2016—123016 特願2016—147823 特願2016—147824	拒絶理由通知
東京都中央区新川２—12—11　502	上村　祐樹	商願2016—039458 商願2016—063821	登録査定の謄本
東京都中央区新川２—12—11　502	上村　祐樹	商願2016—053350 商願2016—053351 商願2016—065895	拒絶理由通知
東京都新宿区西新宿６—20—７コンシェリア西新宿2403号室	株式会社クレアストマネジメント	商願2014—013199	手続補正指示書
福岡県豊前市大字永久140—２	大蔵健太郎	商願2015—073755	出願却下の処分の謄本
愛知県名古屋市中村区烏森町１丁目27番地１	山崎　英俊	商願2016—007664	〃
石川県小松市園町ホ93—１　マスタ第２ビル303	山▲崎▼健太郎	異議2015—900227	異議決定書謄本
石川県小松市園町ホ93—１　マスタ第２ビル303	山▲崎▼健太郎	異議2015—900239 異議2015—900240	取消理由通知

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

平成29年１月20日

特許庁長官

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年１月20日

北陸地方整備局長　中神　陽一

１　処分をした年月日　平成28年12月19日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社大原鉄工所　大原　興人　新潟県長岡市城岡２－８－１　国土交通大臣許可（特—24）第3995号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年10月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第１５１３号

埼玉県さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
申立人　さいたま市長　清水　勇人
本籍東京都渋谷区恵比寿西１丁目12番地１、最後の住所埼玉県さいたま市緑区大字中尾104番地22、死亡の場所埼玉県さいたま市緑区、死亡年月日平成26年５月23日、出生の場所東京府豊多摩郡渋谷町、出生年月日昭和４年３月30日、職業無職
被相続人　亡　木全　春子
事務所埼玉県さいたま市大宮区宮町２—10シンテイ大宮ビル２階　弁護士法人つかさ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　若井　剛弥

さいたま家庭裁判所